

災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討会 開催要綱（案）

1 目的

防災行政無線等の屋外スピーカーを用いた防災行政無線等の放送は、沿岸部で広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要であること、山間部などにおいて地理的条件によっては設備設置のハードルが高い場合があることなど、全国の自治体で整備を推進する上での課題が存在する。

このような状況を踏まえ、災害情報伝達手段としてスピーカーを搭載したドローン（以下「スピーカードローン」という。）を用いた方法について、その実現可能性を検討し、防災行政無線等の更なる整備促進を図ることを目的として、本検討会を開催する。

2 名称

本検討会は、「災害情報伝達手段としてのドローン活用に向けた検討会」と称する。

3 検討事項

検討会は、以下の事項について検討を行う。

- (1) 自治体において災害時の情報伝達手段としてドローンを使用する際の留意事項
- (2) ドローンを「主たる災害情報伝達手段」の一つとして位置づけるために必要な事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長を置く。
- (3) 本検討会は、座長が運営する。
- (4) 本検討会に副座長を置くことができ、座長が指名する者がこれに当たる。座長に事故がある場合は、副座長はその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本検討会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6 開催期間

本検討会の開催期間は、令和7年9月から令和8年3月頃までを目途とする。

7 庶務

本検討会の庶務は、消防庁防災情報室及び消防庁防災情報室より委託を受けたブルーイノベーション株式会社が行う。

8 補則

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則 この要綱は、令和7年9月3日から実施する。

災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討会

構成員

(敬称略、氏名 50 音順)

飯島 裕貴 宮城県仙台市危機管理局危機管理部危機対策課 課長
岩田 拓也 一般社団法人 UAS 産業振興協議会 常務理事
大内 一範 神奈川県大和市消防本部警防課 課長
河内 俊 千葉県長生郡一宮町総務課 課長補佐
後藤 武志 一般社団法人危機管理教育研究所 上席研究員
災害情報伝達手段に関する自治体系アドバイザー
酒井 直樹 一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 理事
佐藤 聡信 災害情報伝達手段に関する技術系アドバイザー
佐藤 逸人 神戸大学大学院工学研究科 建築学専攻 准教授
中村 功 東洋大学社会学部 教授

<オブザーバー>

小野 輝彦 宮城県白石市総務部危機管理課 課長
清水 陽介 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 課長補佐
福川 優治 総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室
課長補佐
八重樫一仁 一般社団法人電波産業会固定通信グループ 担当部長

<事務局>

総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
ブルーイノベーション株式会社